

令和7年度第8回香川地方最低賃金審議会議事録

令和8年3月12日（木）
高松サンポート合同庁舎
7階 702 共用会議室

出席者 公益代表委員 岡崎、籠池、高塚、平野、元木
労働者代表委員 川染、土田、中村、西尾、林
使用者代表委員 井出、奥田、白石、檜垣

議 題（1）令和8年度特定最低賃金の新設、廃止及び改正の申出の意向確認について
（2）「令和8年度最低賃金の審議の進め方等について（案）」について
（3）その他

○賃金室長

それでは定刻になりましたので、ただいまから、今年度最後になります令和7年度第8回香川地方最低賃金審議会を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙の中、ご出席いただきまして、厚く御礼申し上げます。

本日は棚次委員が欠席されておりますが、14名の委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしており、審議会が有効に成立しておりますことをご報告いたします。本日、傍聴人はおりません。

まず、資料のご確認をお願いいたします。本日の資料は、

資料 No. 1 第56期香川地方最低賃金審議会委員名簿

資料 No. 2-1 特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明 香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

資料 No. 2-2 特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明 香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金

資料 No. 2-3 特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金

資料 No. 2-4 特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明 香川県冷凍調理食品製造業最低賃金

資料 No. 3 特定最低賃金の適用事業者数及び適用労働者数

資料 No. 4 令和8年度最低賃金の審議の進め方等について（案）

資料 No. 5 現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等につ

いて（答申）

資料 No. 6 令和 8 年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 地域別最低賃金の場合

資料 No. 7 令和 8 年度答申要旨の公示別最短効力発生予定日一覧表 特定（産業別）最低賃金の場合

資料 No. 8 令和 7 年度香川地方最低賃金審議会及び同専門部会の開催状況となります。不足等はありませんでしょうか。

なお、資料 No. 8 の次に付いております右上に「参考」と記載しました資料につきましては、今年度の審議会において配付させていただいた資料一覧となります。これを参考に、次年度の審議会に提出する資料について、資料の廃止、追加等についてご意見がございましたら、賜りたいということで付けさせていただいている資料となります。

ここで労働者代表委員の交代がありましたので、ご紹介いたします。立石委員が令和 7 年 11 月 30 日付で辞職されまして、新たに令和 7 年 12 月 1 日付で西尾委員にご就任いただいております。西尾委員、ご挨拶をお願いいたします。

○西尾委員

どうもこんにちは。連合香川の副事務局長させていただいております西尾です。今ご紹介ありましたように立石に代わって、今年度からということで、最賃に携わるのは初めてなので、しっかりと勉強しながら、皆さんと意見交わしていきたいというふうに思っていますので、是非よろしく願います。

○賃金室長

ありがとうございました。また、本日は三屋委員の辞職に伴い、令和 7 年 10 月 20 日付で本審委員にご就任いただいております林委員に初めてご出席いただいておりますので、林委員からもご挨拶をお願いいたします。

○林委員

お疲れ様です。ただいまご紹介いただきました、U A ゼンセン香川県支部で支部長を仰せつかっております林と申します。前任の三屋同様ですね、よろしくお願したいというふうに思います。私も 4 年ぶりの最賃委員でありますので、いろいろとまた過去を思い出しながらですね、議論を深めていきたいというふうに思いますので、よろしく願います。

○賃金室長

ありがとうございました。それでは籠池会長、議事の進行をお願いいたします。

○籠池会長

はい。それでは議事進行させていただきます。本日の会議次第はお手元のとおりでございます。まず議題（１）の「令和８年度特定最低賃金の新設・廃止及び改正の申出の意向確認について」であります。このことについて、労使各側より新設・廃止及び改正の申出の意向をお伺いしたいと思いますが、まず、資料について事務局から説明をお願いいたします。

○賃金室長

特定最低賃金につきましては、次年度において新設・廃止及び改正の申出を行う業種について、この時期にその意向の有無を審議会において確認することとしております。現在、香川県において設定しております４業種の特定最低賃金の全てにつきまして、労働者側から、文書により改正申出の意向表明がなされております。資料のNo. 2－1からNo. 2－4に意向表明の写しを添付しておりますが、４業種とも金額のみの改正申出の意向ということでございます。意向表明には、当該最低賃金の適用労働者数の３分の１以上の合意を得て申出することとしておりますように、基幹労働者のおおむね３分の１以上のものの合意による申出という改正の申出要件がございます。11ページの資料No. 3をご覧ください。

ここに、令和７年１２月１日現在の特定最低賃金の適用事業場数及び適用労働者数を記載していますが、機械・船舶・電気の３業種につきましては、これまでこのおおむね３分の１要件を満たす申出書が提出されていまして、これまで毎年改正諮問が行われ、機械と船舶は、令和７年度は66円引上げの機械は時間額1,158円、船舶は時間額1,159円、また、電気は60円引上げの時間額1,090円にそれぞれ改正されており、引上げ率は機械・船舶がともに6.04%、電気が5.83%となっております。

冷食は令和４年度以降、改正の申出がございましたけれども、申出者が代表する基幹的労働者数が、令和４年度から令和７年度までのいずれにおいても、それぞれ年度の基幹的労働者数のおおむね３分１に満たなかったことから、これら４年度についての改正諮問は行われませんでした。このため、令和４年１０月１日以降、冷食の特定最低賃金の時間額より、香川県最低賃金の時間額が上回ることとなり、令和７年１０月１８日以降は、香川県最低賃金の時間額1,036円が適用されています。以上です。

○籠池会長

はい。ありがとうございました。労働者側は来年度の特定最低賃金に関して金額の改正申出の意向ありとのことですが、補足して何かご意見等がございました

らお願いいたします。

○中村委員

特には。

○籠池会長

特にないですか、わかりました。そうしましたら、労側では特に補足の意見はないということですので、次に使用者側のご意向をお伺いいたします。

特定最低賃金について、新設、廃止及び改正についての申出の予定はございますか。

○檜垣委員

ちょっと教えてもらえないでしょうか。

○籠池会長

はい。どうぞ。

○檜垣委員

船舶のことについてちょっとお伺いしたいんですけど。この労働者数はどのような数字なのでしょう。例えば弊社、今治造船関係の会社だけでも香川県に本工が500～600人で、あと残り協力会社も含めて全体で5,000人ぐらいになります。この労働者数にはおそらく協力会社、要は最低賃金に一番関係のある、労働者の数が入ってないんじゃないでしょうか。最低賃金というのは、協力会社の人らの意見が一番大事だと思いますので、そういうような人の意向を反映させた会議にしたらどうかと思います。

○籠池会長

今の冒頭の部分というか、主としてご質問という趣旨に承りましたので、事務局の方でお答えできますかね。

○賃金室長

資料 No. 3 をご覧ください。この表の下に、算出根拠というのを記載しております。この数につきましては、令和3年経済センサス活動調査を基礎とした都道府県、産業分類、常用雇用者規模別事業所数及び労働者数、事業所母集団DB、第4次フレームによる集計を基礎資料とし、令和7年12月1日までの変動を補正して算出しております。ただいまの檜垣委員からご質問のあった人数なんです

けども、この経済センサスにおきまして、香川県全体と市町村別の事業所数、労働者数が出ておりまして、その数字と、この数字というのはさほど違っておりませんので、算出につきましては、船舶におきましては、いろんな職種の方が、入られていると思うんですけど、その入られている業種の中で、別に本社があつて、そちらの主たる事業場が造船ではなくて、鉄鋼業とかとして、そちらにカウントされることもありますので、実態としまして、檜垣委員のおっしゃるように、4,000人ぐらい働いていると思うんですけど、こちらの労働者数の区別につきましては、総務省が経済センサスということで、詳しく調べておりまして、そこにおきましては、大体このような数字ということで、檜垣委員がおっしゃられるのが、実態としましたら、経済センサスによる調査との間に乖離があるんですけど、他の局におきまして、大体このような算出根拠に基づいて、経済センサスに基づいて統計を取っておりますので、香川におきまして、このような根拠に基づいて算出しております。以上です。

○檜垣委員

香川県にいる協力関係者 4,000 人ぐらいが働いている会社の本社はほとんどが香川県とか丸亀市にあります。所轄の丸亀労働基準監督署の方は、賃金に関しては今治造船には入らずに、弊社の協力会社の方に支払い帳面を覗きに来られます。そういう人に労働局も力を入れているのではないですか。そういう協力会社の人意見を最低賃金にもっと反映させるべきだと思います。そういう人の数字に変えるべきだと思います。

○賃金室長

原則としてというように記載しておりますので、今おっしゃられたように、この数字というのが実態に照らしまして、あまりに不合理な数字ということでしたら、私どももですね、新設の会社とか。

○檜垣委員

今後そういうような、もっと幅広い意見を入れるような会にされてはいかがでしょうか。というご提案をします。

○賃金室長

これは、ご意見を賜りまして、少しでも檜垣委員がおっしゃられる会にしていただけるんでしたら、検討の上ですね、改善を図っていきたいと思っております。

○檜垣委員

本当に最低賃金を上げることが必要な人の意見を聞く会にされたらどうかなと思います。

○賃金室長

ありがとうございます。貴重な意見ありがとうございます。

○籠池会長

確かに今日のことにはもうならないと思いますけれども、今後このベースとなっている数字ですよね。これが一体どういう数値なのかっていうような、公益委員でも確かに把握したいなという気はします。

○労働局長

経済センサスというのは総務省が実施している国の基幹統計となっています。どのような統計かちょっと見てみたのですが、全ての事業所及び企業が対象とされています。一応、全ての事業所及び企業の数値が計上されているということになっているようです。

○檜垣委員

この資料の説明の中で、今治造船 600 人というのは本工の数字であって、協力会社の数字が入っていないということは確かなんです。

○労働局長

協力会社がですね、それは協力会社も造船業として法人登記をされてるってことですか。

○檜垣委員

当然。

○労働局長

鉄鋼業とか他の業種で登記をされている協力会社が構内に入っているということはありませんか。

○檜垣委員

ほとんど造船以外してないです。

○労働局長

登記が造船業で行われていれば数が計上されてくると思うので、登記をどういうふうにしているかということが影響すると思うんですけど。

○檜垣委員

丸亀労働基準監督署は造船所の方にチェックに来られます。

○労働局長

それは労働の現場の話であり、統計における数の話とは分けて考えた方がいいと思います。労働については実態判断をしますので、どの業種でどのような作業しているかで判断しますが、これは統計なので数値上の話になります。その事業場がどういう業種で登記されていて、統計調査でどのように回答しているかということ、変わってくるんですね。

○檜垣委員

おそらく造船所として登記をされていると思います。

○労働局長

その乖離があることについては、統計の取り方なので原因はよく分からないのですが、やっぱり基幹統計は国の統計の中では重要とされていますので、我々としてはそれを判断材料とせざるを得ないという状況なのです。活動調査っておそらく今年、令和8年も実施されるのではないかとは思われるんですが。

○檜垣委員

去年の資料にある今治造船 607 名、多度津造船 102 名、これは両方とも本工の数字です。協力会社の数字はどれも入っていません。

○労働局長

そのあたりは吟味をしたいと思います。

○籠池会長

ちょっと調査していただいて、おそらく協力会社は統計数値にはカウントされてないんだと思いますね。

○労働局長

事業所として独立している実態があれば、全数がカウントされるはずですよ。

○籠池会長

だからそれが登記上その造船業って載ってないがゆえにカウントされていないんじゃないかなってというのが私の今の推測ですけれども、まあそうなってくると、この統計の取り方が、どうあるべきかっていうことも、若干あるのかもしれないですけれど。

○土田委員

統計の取り方というよりも、回答する側の問題と思いますよ。

○籠池会長

協力会社といったら一人親方的なところもあったりしますからね。ちょっとそのあたりは事実関係というか。ご調査いただいて。

○林委員

登記上、その造船業になってないところは別に特定最賃の傘の下に入ってこんので、それは地賃の適用でいいということですよ。そういう意味で言うといくらどんな仕事をしとろうと、登記上そこで働いとる人は。

○労働局長

労働の場合、実態判断しますので、造船の事業に従事してれば、適用ありと判断することになります。

○土田委員

だから、それを言われとるんですよ。そういうことを言われとるんですよ。だから、造船業に従事しとるから。

○檜垣委員

そういう協力会社の人が登記上造船所に入っていないのに、造船所の最低賃金を適用しなさいと言って、労働局が指導しています。

○労働局長

それは先ほどお話したとおりで、数字自体は基幹統計から持ってきていますが、労働基準法の適用というのは実態判断で、どの業種に属する労働者かを判断して適用します。なので統計上の数字と現場の実態判断では差が生じても若干しょうがないと思われるのですが、委員がおっしゃるのは数が違いすぎるということですね。

○檜垣委員

数値が全く違います。

○労働局長

この数が少なすぎて違うんじゃないかというご指摘だと思いますが、経産省が実施しているその経済センサスの調査方法というのをちょっと見てみないと分からないと思われまます。私が今日見た範囲では一応全数調査のようです。

○檜垣委員

だから弊社の場合、600と5,000ぐらいの差がありますので。

○労働局長

分かりました。

○籠池会長

ちょっとデータの取り方の調査をいただいて、労基法の適用上は、それはもう実態判断になりますから、造船業に実際従事していると、それはもう特定最賃適用になりますので。ただ、その特定最賃を決めるにあたってのデータとして、いわゆる全数調査だとはいえ、そのデータの取り方自体が若干現実とギャップがあるということであれば、そこはそれを踏まえたような考え方をしないとイケないのかなという気はしますけれど、なので、そのあたりの調査というか、データの取り方を調べていただければという気はしますね。そうしたら、この点は以上でよろしいですかね。

○檜垣委員

よろしく申し上げます。

○籠池会長

そうしましたら、使側のご意見はそれ以上にございますか。

○白石委員

特に。以上です。

○籠池会長

よろしいですか。そうしましたら、現行の4つの特定最低賃金について、令和

8年度は労働者側より金額のみの改正の申出予定があるということで確認いたしましたが、それでよろしいですかね。表明内容としては。

はい。そうしましたら、次年度の特定最低賃金の審議に向けまして、今後、関係労使当事者間で話し合うなど、意思疎通を図っていただくようお願いいたします。

ご承知のとおり、特定最低賃金は労使のイニシアチブにより設定されるものであって、労使が歩み寄り、双方納得の上で決定されることが求められるということでありますので、次年度における円滑な審議のため、この点について、公益代表として改めてお願いをいたします。

事務局の方から、次年度の特定最低賃金の申出に係る留意点について説明をお願いいたします。

○賃金室長

先ほど人数のご質問ございましたけれども、申出の要件としましては、先ほど申し上げましたとおり、改正申出要件に基幹的労働者の概ね3分の1以上のものの合意による申出という要件がございます。この要件には原則、この数字を使用することとしておりますので、特定最低賃金の申出をされる団体へお知らせいただきますようお願いいたします。この表につきましては、11ページの下に書いておりますけれども、ちょっと言い方は異なるんですけれども、本省から指定された方法により、令和3年経済センサス活動調査を基礎として、その後の統計調査等により把握された事業所の廃止、労働者数の増減を反映した令和4年時フレーム（確報）を基礎資料とし、令和7年12月1日までの変動を補正して算出したものです。

なお、特定最低賃金の改正に関する申出の提出時期ですが、例年7月上旬をめぐりに、ご提出いただいておりますので、よろしくようお願いいたします。以上です。

○籠池会長

はい。続きまして、議題（2）の審議に移ります。議題（2）は、「令和8年度最低賃金の審議の進め方等について」であります。事務局から説明をお願いいたします。

○賃金室長

はい。毎年その年度の審議を振り返り、申し送るべき事項を取りまとめ、審議の進め方等の案として次年度の審議会へ申し送りをしていただいております。13ページの資料 No. 4の令和8年度最低賃金の審議の進め方等について（案）をご覧ください。内容につきましては、これまでの内容を踏襲しておりますが、今年

度問題となりました労使のいずれか一方が、欠席のまま会議を開催し、議決するという事態が生じないように、金額審議に用いるデータや金額審議の進め方等については、委員の皆様のご意見を踏まえつつ、また、他県の取組を参考に改善を図っていくことといたします。中央最低賃金審議会での目安審議の時期等につきましては、不透明なところもございますが、次年度の審議に当たりましても、現時点では従前のおりご審議をお願いしたいと考えております。よろしく願いいたします。念のため読み上げて、説明に代えさせていただきます。

○賃金指導官

それでは、読み上げます。令和8年度最低賃金の審議の進め方等について（案）

1 審議の進め方について

- (1) 香川県最低賃金は、特定最低賃金に先行して調査審議する。
- (2) 特定最低賃金の各専門部会は、同時期に調査審議することがある。
- (3) 専門部会の審議における業界の実情把握のための手段としては、関係参考人の意見聴取又は実地視察によることとする。
- (4) 専門部会での審議回数は、概ね3回で結論を出すことを努力目標とする。
- (5) 審議の効率化を図るため、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会の決議をもって、香川地方最低賃金審議会の決議とする。この場合、専門部会において全会一致で決議することを原則とする。
- (6) 最低賃金の円滑な施行を図るため、効力発生の日を指定して審議を行うことができるものとする。
- (7) 審議のための資料は、春季賃上げ状況、標準生計費、消費者物価指数、業界の景況ならびに賃金実態調査結果などとする。
- (8) 専門部会の審議は、原則として通常の執務時間外（午後5時15分以降及び閉庁日）には行わないこととする。
- (9) 専門部会の審議日程は、初回時において次・次々回まで調整することとする。

2 香川県最低賃金について 中央最低賃金審議会が示す目安や諸般の事情を総合的に勘案し、本年度の改正をする。効力発生の日については、令和8年10月1日を努力目標とする。

3 特定最低賃金について 昭和61年2月14日の中央最低賃金審議会の答申「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について」に示された方針を尊重し、次のとおり審議を進める。

- (1) 令和8年度における改正の申出の意向表明が行われた特定最低賃金については、改正の申出が行われ、香川労働局長からその改正の必要性の有無についての諮問があった場合には、速やかに運営小委員会に付託して審議する。

(2) 運営小委員会においては、必要に応じ参考人の意見を聴取する等慎重審議の上、同委員会の報告に基づき香川労働局長へ答申を行うものとする。なお、必要性の有無の審議に当たっては、申出の要件を具備しているものについては、原則として「必要性有」の速やかな結論に至ることを努力目標とする。この場合、制度の安定の面に配慮し、業種のくくり方、基幹的労働者の範囲については現行どおりとする。

(3) 特定最低賃金の改正決定について諮問があった場合は、対応する専門部会を設置し、諸般の事情を総合的に勘案し、審議を行うものとする。効力発生の日については、令和8年12月15日を努力目標とする。

(4) 令和9年度の申出については、令和8年度末段階の審議会において、その意向の有無を労使に確認することとする。

以上です。

○籠池会長

はい。確認ですが、「令和8年度最低賃金の審議の進め方等について(案)」の1の(3)の業界の実情把握のための手段としては、関係参考人の意見聴取または実地視察によることとされておりますが、この実地視察について、事務局から補足の説明をお願いしたいのですが。

○賃金室長

これまでの実地視察につきましては、特定最低賃金の4業種を対象に、令和7年度においては「機械」を実施させていただきました。その前年度の令和6年度は「電気」、その前は「船舶」を実施しておりますので、次年度につきましては、「船舶」で実施することはいかがかお諮りしたいと思います。また、実施時期につきましては、今年度と同様、香川県最低賃金の審議と特定最低賃金の審議の間の9月でよろしいでしょうか。ご意見をお伺いできればと思います。以上です。

○籠池会長

そうしましたら、実地視察の点を含めてご意見等をお願いいたします。ご意見等ありますか。

はい、白石委員。

○白石委員

使用者側の白石です。よろしく申し上げます。まず実地視察につきましては特に異議はありません。それから審議の進め方なんですけども繰り返しになりますけども地方最賃、特定最賃も含めてなんですけども、金額審議においては、他県

との比較とか、香川県の順位付け、それから県内の他産業との比較による主張が出されましたけども、それによって、香川県が下回れば人材の流出が起きるといふ、私どもとしては根拠が乏しい議論にはもう付き合いきれないと思っています。

特に地方最賃を上げて倒産は発生していないとかいう意見もございました。もちろん、そうした主張の根拠を全て否定するものではありませんけれども、やや違和感があると思っています。昨年の10月29日の第7回の審議会で、今後は根拠の乏しい主張とか意見に影響を受けず、納得性の高いデータを用いて透明性の高い審議、例えば、ある算式にデータを放り込んで出てきた答えを中心に労使が議論するといった仕組みで審議を行いまして、香川県としてその金額がたとえ下位になったとしても、それは堂々と説明できるのであればそれでいいではないかという意見を出ささせていただきました。対外的にもそれで説明するという意識を持って審議する形にすべきと申出たところでございますので、これまで、先ほどの説明の中でありましたデータの扱い方をいろいろ付加していただきまして、お願いしたいと思います。もちろん、このデータのまず根拠とか、使いますデータの根拠とかを理解しなければならないと思いますので、8年度からできるとは全く思っていません。我々も勉強しないとイケないと思います。2、3年かけてじっくり取り組むべきかなと思っています。それから特定最賃は、来年度の委員さんが決める話になりますので、私の方からとやかくは申し上げませんが、7年度の特定最賃の審議におきまして、公正競争ケースでの申出に対して、公正競争ケースの目的が、主に不当な賃金切下げ競争や不当な安値競争を防ぎ、同産業内での公平な競争環境を確保することを目的として設定されるケースであると認識しています。これはちょっともう言葉が古いのかもしれませんが、そういうふうに認識しております。ただ、現在の環境では賃金を上げる努力はしても不当に切り下げてダンピングを行える状況にはもうないと思います。ということで、公正競争ケースでの申出がいくつかの県で「必要性なし」という主張がされております。これは議事録から見たんですけども、これは私が言う話ではなくて、また来年度の新しいメンバーの皆さんで議論していただくことですので、私にとやかくは言いませんけれども、同じような理由を香川県の委員が、その状況は我々にも該当するというふうに思えば運営小委員会とか専門部会でそういう話が出る可能性は十分にあるというふうに思っております。私とそのぜったいもうそれに決まっていますという話はしません。また来年度の委員の方が決めていただければいいというのが思いです。以上です。

○籠池会長

はい。ありがとうございます。私なりの理解としてはデータに基づく審議をお願いしたい。とりわけ昨年度、今年度においては出どころが若干不透明、ベ-

スが不透明なデータに基づく議論があったけれども、それではちょっと審議のあり方としてどうかと疑問を持っているというのが1点目。2点目としては、公正競争ケースの申出ではあるんだけど、果たしてそれに合理性があるのかというような問題意識を持っておると、これが2点目であるというふうに理解いたしました。事務局の方で、この点、何かしら回答というか、今現時点で、もちろん結構ですけども、お考え等がありましたら、ちょっとおっしゃっていただければと思います。

○賃金室長

昨年10月29日に本審を開きまして、その時、白石委員、労側の委員からも、課題と申しますか、今年の振り返りにおいて、今後の改善点についての示唆をいただきました。それを踏まえまして、事務局としても、データに基づく審議が十分でないという会長からご指摘ありました点は、確かにそのとおりというふうに理解しておりますので、その点について、少しでも委員の皆様にご理解いただけるような資料ができないかというのを今模索しております。来年度、第1回本審があるんですけども、そのときに、可能な限り、この資料については参考になると言っていただけるような資料ができないかどうか、事務局におきまして、十分努力して、委員のご指摘を果たせるような考えで取り組んでいきたいと思っております。そういう意味もありまして、先ほどの進め方において、委員の意見を踏まえつつ、また他県の取組というの、参考になる事例があると思っておりますので、委員の意見とか他県の取組とかを踏まえながら、エビデンスあるデータが設けられますように、今後努力していきたいと思っておりますので、現時点におきましては、特にこういう資料、こういう資料というのは念頭にありませんので、ただ、課題の部分は分かっておりますので、それを踏まえて、資料作りと言いましょか、資料の収集に努めていきたいと思っております。以上です。

○籠池会長

貴重なご意見をありがとうございます。ただいま使用者側委員から意見ありました点については、事務局なり公益委員としても同じような問題意識を共有しておるといいますので、今後も委員の皆様のご意見を踏まえつつ、令和8年度最低賃金の審議の進め方については、改善を図っていききたいというふうに考えております。ご理解、ご協力のほどよろしくお願いしたいと思います。

それでは、ただいまご審議いただきました内容もちまして、成案とし、次年度の審議会へ申し送るといふことにいたしたいですが、また、合わせて実地視察についても、ただいまの意見を次年度の審議会に申し送ることとしたいと思っております。よろしいですかね。

はい。そうでしたら、次に議題（3）の「その他」に移りたいと思います。
事務局で何かございますか。

○賃金室長

15 ページに資料No.5として、昭和61年2月14日「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について（答申）」をお配りしております。これは、先ほどの13ページの資料No.4の「令和8年度最低賃金の進め方等について（案）」の「3 特定最低賃金について」の冒頭に示されているもので、特に18ページ下段の別添「新産業別最低賃金の運用方針」をご確認いただければと思います。23ページの資料No.6は、「令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表」でございます。香川県最低賃金を10月1日に発効させる場合には、8月5日（水）までに答申をいただく必要があります。特定最賃につきましては、27ページの資料No.7の次のページを見ていただきますと、12月15日（火）の発効を目指すのでありましたら、遅くとも10月14日（水）までに答申をいただく必要があるということでございます。31ページの資料No.8は、本年度に開催いたしました本審の他の開催状況を取りまとめた表となります。表の一番上の段に、区分と開催月日と主な議題がありますが、区分として、本審、運営小委員会、公益委員会、実地視察、県最賃の専門部会、特定最賃の各専門部会とあり、それぞれの開催状況について、開催月日と主な議題を記載しております。令和7年度は全体的な流れは変わりませんが、中賃の目安が予定より遅れたことにより、開催日程が後ろ倒しとなり、第5回本審等について予備日で対応しました。また、特定最低賃金の「船舶」と「電気」が、それぞれの専門部会で採決となった関係で、その報告と答申を行うための本審を10月29日に開催いたしました。次年度においても、今年度の結果などを踏まえ、予備日を設けるなどにより、予定変更等に対応したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○籠池会長

ただいまの事務局からの説明について何かございますか。

どうぞ、中村委員。

○中村委員

昨年ちょっとかなり中賃が遅れて、香川県の本審の方もかなり遅れた日程になったので、できれば早めに日程調整をしていただいて、5日が最終日じゃなかったらいいと思うので、その手前で、例えば結審できるのであればそれでもいいです。5日を予備日にするぐらいの日程確保をしていただけるといいかなと思いますので、その点、早めな日程調整の方をお願いしたいと思います。

○賃金室長

公益委員の方とか使用者側の意見とかは。

○籠池会長

今の件の話ですか。おっしゃるとおり、早めにいただければ。

○賃金室長

そうしましたら、日程調整につきましては、今、中村委員からお話伺いましたけれども、それを踏まえて対応させていただきたいと思います。

○籠池会長

はい。その他何かございますか。

どうぞ、西尾委員。

○西尾委員

すみません。初めてでわかってないんですけども、さっき進め方のところで、特賃は12月15日を努力目標とするとなってるじゃないですか。こちらを見ると、28ページですけれども、12月13日（日）、同発効日を見据えて10月14日までみたいになってますけれども、曜日の配列とかそういう関係ですか、なんか曜日が合っていないような気がしますけれども。

○賃金室長

一番右のところですね、発効のところを見ていただきたいんですけど、13日の次は16日ですので、16日ですと努力目標を過ぎてしまうので、13日でしたら指定で12月15日にできるので、10月14日だと指定日発効で12月15日にできるから、間に合うようにということで、12月13日と。

○西尾委員

わかりました。1日ずれたら1日発効日がずれる。こんなイメージだったんですけど、違うんですね。

○賃金室長

指定日発効で。

○西尾委員

わかりました。すみません。

○籠池会長

はい。他には大丈夫ですかね。そうしましたら事務局の方で、追加で何かございますか。

○賃金室長

審議会終了後お伝えしたいことがございますので、委員の皆さんは終了後もそのままお残りください。

○籠池会長

はい。そうしましたら、今期最後の審議会になりますが、他に何かご意見等がございますか。

どうぞ、中村委員。

○中村委員

実地視察は船舶で行うということですが、何かどこかあてるところがあるんですか。

○賃金室長

そうですね、過去にさせていただいたところにつきましては、除かせていただいて、まだ行っていないところに打診させていただいて、まだ打診はしてないんですけれども、一応候補というのは考えておりまして、そちらについてお願いさせていただきたいと。ただ、その結果については分からないんですけれども、事務局としましても毎年やっておりますので、是非ですね、実施できるように取り組んでいきたいと思っております。

○中村委員

期待しております。当てがあるということで。

○籠池会長

はい。事務局もよろしいですか。

○賃金室長

すみません。最後に友住労働局長よりご挨拶を申し上げます。

○労働局長

今年度最後の香川地方最低賃金審議会の終了にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

各委員の皆様におかれましては、この1年、香川県最低賃金及び3業種の特定最低賃金の改正につきまして、真摯にご議論をいただき、誠にありがとうございました。今年度におきましては、経済財政運営と改革の基本方針2025などに盛り込まれました最低賃金引き上げの政府方針に配意しつつ、中央最低賃金審議会からは、高い引き上げの目安額が示され、例年にも増して厳しい審議となったものと承知をしております。そのような状況の中、慎重にご審議をいただきまして、労使代表委員のご理解とご協力、並びに公益代表委員のご尽力により、最低賃金の改正を取りまとめていただきましたことに関しまして、改めて感謝を申し上げます。

また、本日は、来年度の審議会の運営方法などにつきましてご確認をいただくとともに、特定最低賃金につきましては、労働者側からの意向表明がなされたところでございます。次年度におきましては、円滑な審議が行われますようお願い申し上げます。また事務局としても、その確保に尽力してまいるということをお約束させていただきました上で、はなはだ簡単ではございますが、終了にあたってのご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○籠池会長

はい。どうもありがとうございました。そうしましたら、以上をもちまして、今年度最後の第8回香川地方最低賃金審議会を閉会とさせていただきます。

本年度、どうもありがとうございました。

——了——